

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和6年度物価高騰非課税世帯等支援給付金にかかる住民基本台帳等事務システム等における対象者データ作成業務委託

### 2 契約相手方

株式会社N T T データ関西

### 3 随意契約理由

本事業は、令和5年12月22日付けで「令和5年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費」の使用が閣議決定され、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（以下「重点支援地方交付金」という。）に1兆1,131億円の増額が措置されたことを受けて、本市においても、重点支援地方交付金の標準事業として示された「新たに住民税非課税等となる世帯への給付」として、令和6年度の住民税所得割が非課税となった世帯（令和5年度の給付対象世帯を除く。）に対し、1世帯あたり10万円の給付金を、当該世帯に属する18歳以下の児童1名あたり5万円の加算額を支給することとし、迅速な支給事務を進めることとしたものである。

本件委託業務は、住民基本台帳事務システムより出力されたデータをもとに税務事務システム保守事業者（別途契約）によって令和6年度住民税非課税世帯・均等割のみ課税世帯を判定、抽出されたものを加工して、住民基本台帳事務システム等で管理している項目を基に抽出条件を検討の上、令和6年度物価高騰非課税世帯・均等割世帯支援給付金及び令和6年度物価高騰子ども加算支援給付金対象者の対象者データ作成作業を実施するものである。

当該システムの各プログラム等の著作権の一部が開発元である株式会社N T T データ関西に留保されているため、本件委託業務は、法令等の規定により履行できる者が特定される。

以上の理由から、その性質又は目的が競争入札に適しないものであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、同社と特名随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局総務部電力等価格高騰重点支援給付金担当（電話番号：06 - 6208-7284）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

定額減税補足給付金（調整給付）及び令和6年度物価高騰非課税世帯・均等割世帯・子ども加算支援給付金支給事業業務委託

### 2 契約の相手方

TOPPAN株式会社

### 3 随意契約理由

本件契約にて行う2件の給付金事業は、令和5年11月に国で閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に係る物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の標準事業として示されたものであり、本市においても、定額減税可能額が令和6年度個人住民税所得割額等を上回る者に対し、当該上回る額の合算額を基礎として、1万円単位で切り上げて算定した額を支給する給付金（以下「調整給付金」という。）給付事業、令和6年度の住民税所得割が非課税となった世帯（令和5年度の住民税所得割非課税世帯を除く。）に対し1世帯あたり10万円の給付金を、当該世帯に属する18歳以下の児童1名あたり5万円の加算額を支給する給付金（以下「令和6年度非課税化給付金」という。）給付事業の、2件の給付事業を行うこととしたものである。

給付事業にあたっては、申請書の印刷、書類審査、振込データ作成等について、専用システムの構築などによる正確なデータ管理のうえ迅速に行うことを一括業務委託する方針としている。

本件事業のうち、令和6年度非課税化給付金は、令和5年度より一括業務委託により実施している令和5年度非課税世帯等を対象とした給付金と併給してはならないこととなっている。また、調整給付金と令和6年度非課税化給付金は、同じ令和6年の税情報を基礎として算出するが、期限後申告等による税額修正があれば、修正後の適切な給付の受給資格に変更しなければならない（調整給付金

令和6年度非課税化給付金）。これらの条件のもと適切な給付を行うためには、令和5年度からの非課税給付対象者データや、本件の2件の給付金の対象者データとの整合性の点検など精緻なデータ作成管理が必要となるが、令和5年度からの非課税給付は本件事業開始時においても継続中のため、各対象者データは更新中であることから、現行の業務委託事業者においてデータ管理を行わなければ、支給漏れや過支給が発生し、両方の給付金支給に著しい支障をきたす。加えて、令和5年度

事業と本件事業で共通する内容も多いため、現行事業者であれば、コールセンターのオペレータを引き続き雇用することで研修の大幅な削減が可能となりコールセンター開設までの期間短縮が見込まれるほか、システム仕様や事務設計、帳票設計についても令和 5 年度事業のものを流用できるため、これらの経費の削減効果が見込まれる。

以上の理由から、他の発注に係る実施中の業務の内容と重複及び関連する業務で、実施中の者に実施させた場合には期間の短縮に加え、業務の円滑な実施を確保する上で有利と認められるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号により、TOPPAN株式会社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

5 担当部署

市民局総務部電力等価格高騰重点支援給付金担当（電話番号：06 - 6208-7284）